

令和6年1月18日

令和6年能登半島地震に係る町税の申告・納付等の期限の延長について

令和6年能登半島地震の発生を受け、穴水町では、町税に関する申告や納付等の期限を延長することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

石川県及び富山県に住所を有する個人

石川県及び富山県に主たる事務所若しくは事業所を置く法人

2 延長される期限

令和6年1月1日以降に期限が到来する町税の申告・納付等の期限が延長されます。

ただし、次の手続きの期限は延長されません。

- ・口座振替の方法による納付に係るもの
- ・行政不服審査法に基づく審査請求に関する手続き

3 延長後の期限

申告・納付の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況等を踏まえ、後日告示いたします。

4 個別の申請に基づく期限延長について

石川県及び富山県以外に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を置く法人であっても、この度の地震等の影響により、期限までに町税の申告・納付等ができない場合には、申告・納付等ができない理由がやんだ日から2月以内、特別徴収義務者については30日以内に申請いただくことにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

(注) 今般の町税の申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に行う告示を持って適用されます。